

新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（第10版）

【改正のポイント】 赤字：改正箇所 紫色：強化依頼箇所

- ・「手指消毒の徹底」が図られている前提下で、感染防止対策を「飛沫感染」「エアロゾル感染」への対応に集中し、「換気」に、「外部からの空気の流れを常時作ること」を加え徹底を図る。
- ・富山県がこれまでの県独自の「ロードマップ」を、「感染対策レベル指標」に改正したことを反映
- ・「会場に掲示すべき事項」の取りやめ。
- ・応援の際の「鳴り物」利用の解除。（ただし、ボールデッドの際のみに限定。大声での発声を伴う応援は引き続き制限）
- ・観客の「ID着用」の取りやめ。
- ・「健康チェックシート」に、団体単位で提出できる様式を新たに作成。
- ・その他、第9版発出以降の状況変化に対応し改正。

※1 当ガイドライン内での用語の意味

- ・「事業」とは、本協会に所属するチームの練習、練習試合、強化練習会、大会、所属団体の理事会等各種会議、指導者講習会、練習会など全ての事業を指す。
- ・強化練習会とは、複数チーム選手が一同に会し、特定の指導者のもと技術指導を行う練習会を指し、練習試合とは、複数チームが一同に会し、試合を通じ競技力向上を狙いとする練習会を指す。

1. 活動実施の基本的対応方針

(1) 3密（密閉、密集、密接）の排除やソーシャルディスタンス（2m（最低でも1m））の確保、換気・外部からの空気の流れを常時作ることの徹底、手洗いや手指消毒の徹底

(2) 事業参加者の情報把握の徹底（特に選手の「プレー」を伴う事業実施の際）

①健康状態、②学校や勤務先等の状況、③7日前までの行動、④連絡先、⑤同居保護者の同意

- ・指導者（チーム代表者）は、選手・スタッフの健康状態を把握することはもとより、選手所属学校の状況およびスタッフの勤務先等の状況も確認できるようにする。
- ・選手の在籍する学級(学校)が学級(学校)閉鎖の場合は、活動参加しないよう徹底する。

2. 事業実施判断基準

(1) 富山県の定める「感染対策レベル指標」が「レベル0」～「レベル3」の場合

- ①事業に参加する選手が学校に通学している児童生徒・学生の場合、県および市町村、および教育委員会・スポーツ少年団等「所管箇所」からの指示・要請が「活動休止」「自粛」を求めているない。
- ②参加選手の在籍する学校・企業が部活動・スポーツ活動の中止や、校内および校外でのスポーツ活動（「社会体育」含む）の中止を要請していない。
- ③学校開放事業の主管団体が、新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由に学校開放事業を中止していない。

なお、事業が実施できる場合でも、「レベル3」期間中は以下の点を徹底する。

- ・大会を実施する場合、原則「無観客」とし、会場入場者数を限定する。また、試合設定時間に余裕をもたせる等、フロアでのプレー人数を限定する。

(2) 感染対策レベル指標が「レベル4」の場合

- ・期間中の大会や強化練習会、練習試合全て延期または中止とする。ただし、全国大会が

実施される場合（中止発表されていない場合）で、(1)①②を満たす場合はこの限りではない。大会実施の場合は、「**レベル3**」期間中の場合同様の扱いとするが、選手間の接点をできるだけ減少させるよう、会場の分散や、試合設定時間にさらに余裕をもたせる工夫を行う。

(お願い)

- ・各連盟においては、「県協会競技日程」に掲載の大会について、上記(1)～(3)を踏まえ検討し、実施の可否（延期含む）を決定次第速やかに県協会事務局まで連絡してください。

3. 活動時のマスク着用判断について

(1)マスク着用の判断

- ・大会・強化練習会・練習試合を実施する際には、感染状況や体育館空調設備の有無等から、事務局等関係者が協議してマスク着用の有無を判断した上で要項に記載し、全参加チーム選手および同居保護者の同意を得る。（チェックシート提出により同意とみなす）

(2)マスク着用で行う場合

- ・選手、保護者に対してマスク着用による感染予防効果と、安全性の根拠（日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」より抜粋した「運動に関する指針」（次ページに掲載）を参照）を説明した上で、選手および同居保護者の同意を得る。
- ・マスク着用は**体育館内気温が28℃未満（WBGT25未満）に限る**こととし、これが**実施できない場合は、マスクを着用しない事業運営を行う**。

【マスク着用で事業を行う場合の留意点】

- ・目安として10分に1回、マスクを外し休憩・給水する時間を設定する。
- ・試合実施の場合、25点制では、8点・16点到達時に1分間、21点制の場合では7点・14点到達時に1分間の休憩・給水時間を設ける。この場合、タイムアウトの時間は通常に戻し30秒とする。
- ・指導者は選手の顔が赤くなる等の熱中症の徴候に細心の注意を払い、危険と判断した場合はただちに休憩・給水・塩分補給させる。
- ・マスクを着用していても、その他の感染対策の実施は必須であることに留意する。

4. 事業実施時の対応

(1)選手（指導者）の活動での対応（プレー面での対応） ※アルコール消毒液の準備は必須。

- ①参加を強制しない。特に、小学生から高校生の場合は、保護者の承諾を必ず得る。
県外遠征等宿泊を伴う事業については、県および市町村、および各教育委員会の指示・要請に従う。（例：県が県間移動の自粛を求めている場合は自粛する）
- ②活動前に検温・体調確認を行い、少しでも症状が見られる場合は、参加させない。
※学校や企業等、選手の所属元でも行われているが、体調が変わることもあるので必ず実施する。
- ③部室（ロッカールーム）の換気も十分に行い、「ソーシャルディスタンス」を確保させ、マスクを着用させる。マスクは活動時以外、着用を徹底する。
- ④部活動の練習等、参加者数が多く、かつ利用できる体育館面積が小さく「3密の排除」「ソーシャルディスタンスの確保」が難しい場合、分散して実施する等の工夫を行う。
- ⑤活動前後の「**手洗い**」や**手指消毒を徹底し、練習中にも適宜機会を設ける**。
- ⑥**体育館の換気・外部からの空気の流れを常時作ることを徹底する。（冬場においても）**
- ⑦ウォーミングアップの際、できるだけ「ソーシャルディスタンス」（プレーする場合は2m以上）を確保し、身体接触する2人組のストレッチ等はできるだけ行わないか、手袋（軍手等）を使う等工夫する。また、隊列を組んだランニングは、飛沫が後方にも約10m飛んでしまう場合もあることから、実施方法を工夫する。
- ⑧指導者は**体育館内では必ずマスクを着用する**。
- ⑨円陣を組んでのミーティングや声かけは2m以上の距離を取る。**手指消毒が徹底されている状況**では、選手間の身体的接触は行ってもよい。

- ⑩手指消毒が徹底されていることが前提で、以下3点の取扱いは取りやめる。
 - ・シューズの底は触らない。(触らせない)
 - ・シューズ底を除菌液含有の雑巾等で定期的に消毒させる。
 - ・定期的なボールの消毒(除菌)は必ず実施する。
- ⑪プレー中、ハンドタオルを携帯させ汗を拭かせ、汗がボールにつくことを抑制する。
※汗を拭く動作により顔に手をもっていくことを避けるため。
- ⑫リベロジャケットの使い回しやタオルの共有は行わない。
- ⑬給水のためのスクイズボトルや水筒は必ず個人で準備して使用する。また、給水が手を顔や口付近に持っていく機会となるため、給水前の手指の消毒を徹底する。

(2)大会等(強化練習会・練習試合含む)の対応

- ①実施する場合、当協会作成「要項に記載すべき事項」「当日参加者から提出を求めるチェックシート」を利用する。(いずれも当協会ホームページ 新型コロナウイルス感染症特設ページに掲載済)
- ②3密排除、ソーシャルディスタンス確保のため、コート設営面数の目安は次のとおりとする。**レベル0～レベル2**の状況下での大会実施の場合、観客の入場に関してはマスク着用の上、適切なソーシャルディスタンス(1m)が確保できれば、入場を許可することは差し支えないため、**過度な制限はかけない**こと。

【コート設営数の目安】

- ・参加チーム数・人数は、「コート1面あたり4チーム(48名程度)」とする。
- ・やむを得ずこれを超える参加チーム数で開催する場合、試合をしていない選手はアリーナへの入場を避け、別室・観客席等で待機させること。なお、観客席で待機させる場合、保護者等観客の人数と合わせ、前後左右最低1mのソーシャルディスタンスを確保(マスク着用の場合)できる人数に制限すること。同一建物内で待機場所が確保できない場合、入場時間をずらす・別会場を確保する等、工夫すること。いずれの対策もできない場合は、中止を検討する。
- ・チーム(選手)と競技役員または観客との動線を区別し、更に会場のゾーニングと動線について次のとおり設計する。(会場のゾーニングを徹底することで、感染者が発生した際の影響範囲を限定することが可能になるため)

ゾーン1：競技関連

- ・コート、ベンチ、ウォームアップエリアを含む競技エリア、選手入場口、選手および審判員の控室

ゾーン2：大会運営スタッフ(補助役員)

- ・運営スタッフ控室

ゾーン3：観客・保護者・応援団等

- ・客席・保護者・応援団

- ・各エリアのゾーニングおよびゾーン毎の動線を設定しながら、人と人との接触を制限すること。特に「ゾーン1」に入る関係者については必要最低限の人数で運営する。
- ⑤受付には消毒液を設置する。(受付業務を減らすため、インターネットを活用した事前受付を検討・実施)また、受付時の密を防止するため、距離をおいて並べるよう目印等を設置すること。受付スタッフのマスク着用は必須。
- ⑥大会当日、会場に入場する選手・関係者(保護者等の応援での来場も含む)全てから「大会参加にあたってのチェックシート」の提出を受けること。**(観客のID着用は取りやめ)**大会の主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、大会当日に参加者より提出を求めた書面について、保存期間(少なくとも2週間)を定めて保存しておく。
- ⑦練習試合実施の際は、参加チーム数を前述の参加チーム数の方針に基づき決めた上で、
 - ①予め指導者間の連絡体制を整える
 - ②選手の体調を必ず確認する
 - ③会場への入場者数を管理する
 以上3つを条件に、チェックリストの提出までは求めなくてよい。

- ⑧選手の会場移動での「相乗り」も「3密」になることに留意し、相乗りする場合は常に換気を実施する。
- ⑨更衣室（選手控室）等は、利用時間を設定する等の工夫を行う。
- ⑩代表者会議では、参加者全員がマスク着用を徹底し、短時間で実施することや、換気の徹底を行う。
- ⑪外部からの空気の流れを常時作った上で、1セット（または1試合）終了のたびに換気する等、会場の換気を徹底する。（会場に空調がある場合で、換気機能がある空調設備のある場合でも、サブアリーナ等狭い体育館では、大型送風機等により空気の流れを常時作る）（冬場においても）
- ⑫食事の際が最もリスクが高く、「3密排除」「ソーシャルディスタンス確保」「会話しない」ことを徹底する必要があるため、予め食事場所を設定する等配慮を行い、特に小～高校生の場合、食事の際の「指導」をしっかり行う。
- ⑬応援については、マスク着用・ソーシャルディスタンス確保を徹底した上で大声を出さずに拍手や鳴り物での応援を徹底するよう関係者に依頼する。鳴り物はボールデッドの際のみ利用できるものとする。徹底できないチームがいる場合、主催者は当該チーム応援入場者に対し会場からの退出や次回大会での応援入場を禁止する等、強い措置を取ることができる。
- ※鳴り物の利用は解除するが、プレー中の利用や大声での発声は引き続き制限する。
- ⑭ベンチ、アップゾーンにおいてもマスク着用とソーシャルディスタンスの確保（例：ベンチでは1席分空けて座る・間隔を空けて配席する、控え選手は1m間隔で横1列に並ぶ等）を最優先とする。（コートチェンジの際のベンチ消毒までは求めない）
- ⑮手指消毒が徹底されていることが前提で、以下3点の取扱いは取りやめる。
- ・シューズの底は触らない。（触らせない）
 - ・シューズ底を除菌液含有の雑巾等で定期的に消毒させる。
 - ・定期的なボールの消毒（除菌）は必ず実施する。
- ⑯手指消毒が徹底されている状況では、選手間の身体的接触は行ってもよい
- ⑰タイムアウトの時間を1分に作る等の工夫を行い、給水時の手指消毒を徹底する。
- ⑱試合開始時の選手間の握手や審判員との握手、試合後の相手チームベンチへの挨拶は行わない。
- ⑲審判からの飛沫防止および審判の感染防止のため、ホイッスルは可能な限り電子ホイッスルを利用する。（ホイッスルカバーを準備できる場合はこの限りではない）
- ⑳大会主催者は、参加者の安全を確保するため、定めたルールを遵守できず、大会運営上他の参加者の安全が確保できないと判断できる場合、当該参加者には大会等への参加取り消しや、途中退場を求める。
- ㉑セレモニーは、主催者が最低限必要だと判断するものだけにとどめ、開催する場合はマスク着用の徹底と、2mの「ソーシャルディスタンス」の確保を図る。
- ㉒大会前後の懇親会を実施する場合は必要最小限の人数に絞って実施する。県が懇親会人数指定を要請している場合はそれに従うこと。

5. チーム関係者（指導者・選手・選手保護者（全て同居家族含む））に感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応

- ・関係者が「濃厚接触者」となる疑いが発生した段階で、感染者との接触日・発症日等の情報がチームの活動実施の判断をする顧問・指導者にタイムリーに入るよう、情報連絡体制を整える。

（次ページへ）

【活動可否の判断および期間】

(1)同居する親族等

ケース	選手の活動可否	その期間
① 同居する親族等が濃厚接触者として判定された場合	・選手本人が無症状であれば参加することは可能	—
② 同居する親族等が感染した場合	・参加させない	・県が定める濃厚接触者としての待機期間（最終接触日を0日として5日間）

(2)選手本人

ケース	選手の活動可否	その期間
① 選手本人が濃厚接触者と判定される可能性が出た場合	・選手本人が無症状であれば参加することは可能	—
② 選手本人が濃厚接触者として判定された場合	・参加させない	・県が定める濃厚接触者としての待機期間（最終接触日を0日として5日間）
③ 選手本人が感染した場合	・参加させない	・県が定める期間（発症日を0日として7日間）

(補足)

- ・選手の所属する学級が学級閉鎖となった場合、その期間中は活動に参加させない。
- ・①に該当する場合でも、同一チームや対戦チームから感染者が発生し、ともにマスク未着用で活動した場合は、最終接触日を0日として**最低2日間（できれば5日間）**、チームとしての活動は行わず、選手の健康観察を実施する。

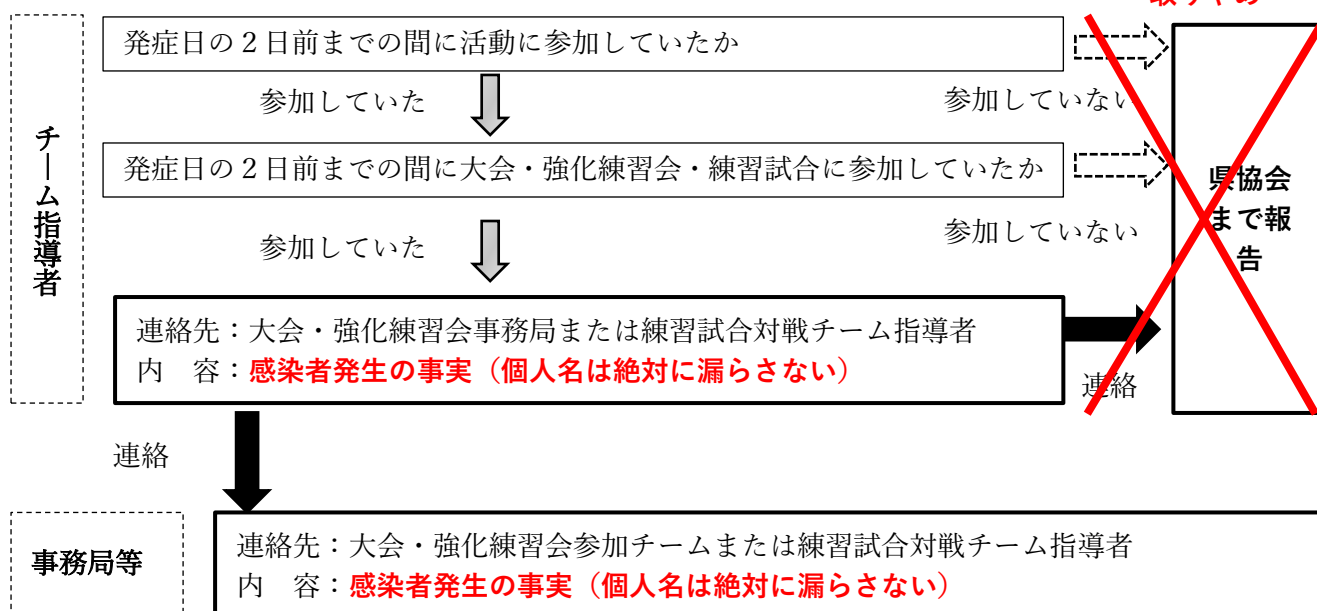
【関係者への連絡】

① 本人が濃厚接触者として判定された場合

- ・当ガイドラインに記載の感染予防対策を実施していれば、連絡が必要となるケースは発生しないため不要。

② 本人が感染した場合（個人名は絶対に漏らさないこと）

- ・感染者が発生したチーム、対戦チームともに最終接触日を0日として2日間は活動を停止し、選手の健康観察を行う。選手所属の学校の判断が出た場合にはそれに従う



6. 指導者および県協会傘下団体役員の責務

- (1)選手・スタッフに対し、対応策の意味を理解させる
 - ①指導者は、なぜこのような措置をとるのかについて十分理解し、最新情報や感染予防対策について自身で情報収集する姿勢を持つ。
 - ②指導者は選手・スタッフに対し、自身の行動がどのような結果に結びつきうるのかを踏まえて、なぜ手洗いの励行が必要か、なぜマスク着用するのか等、基本的予防対策がなぜ必要かを理解させる。
- (2)保護者への協力を依頼する
 - ①毎朝の検温や体調など選手の健康状態について把握（留意）していただき、感冒症状が見られた時は活動に参加させないよう事前に依頼し了解を得る。
 - ②チームが事情により大会等に参加できないこともありうることを、また、開催できても会場での応援ができない場合もありうることを事前に説明し、了解を得る。
- (3)感染者やその家族に対する差別的な対応が問題になっていることについて十分留意する
- (4)コロナ禍での活動については選手・スタッフの健康・安全を最優先に守る責任と、関係各所にも社会的責任を果たしていく必要があることを十分留意する
- (5)指導者は、マスクを着用せず指導にあたる等、選手や保護者に不快な思いをさせることも一つのハラスメント行為にあたること、また、当ガイドラインに従うことなく事業を実施することは、「競技者及び役員倫理規定」2 競技者及び役員の責務 に違反する行為であることを十分留意する

以上

(改正履歴)

- ・2020年5月20日 第1版制定
- ・2020年5月30日 日本バレーボール協会のガイドラインに基づき、「3.事業実施時の対応(2)大会等(強化練習会・練習試合含む)の対応」を追加したことに加え、加盟団体理事長を対象とし実施した説明会での意見等を反映し第2版に改定
- ・2020年8月4日 主に日本バレーボール協会のガイドラインの修正に基づき、「3.事業実施時の対応(2)大会等(強化練習会・練習試合含む)の対応」を修正し第3版に改定
- ・2021年5月24日 主にステージ3になった場合の事業実施判断基準、濃厚接触者・感染者が発生した場合の対応を一部変更し第4版に改定
- ・2021年6月8日 4.(1)に他の記載内容と平仄が合わない記載があったため削除
- ・2021年6月24日 最新の知見を反映し感染防止対策を強化して第5版に改定
- ・2022年3月18日 第6波ステージ2期間中の事業実施の留意点等を主とし改定
- ・2022年4月5日 県の定めるロードマップが4月1日にステージ1になったことを踏まえ、活動時にマスク着用する場合の判断と関係者に濃厚接触者および感染者が発生した場合の対応について主に改正(第7版)
- ・2022年6月22日 選手の命にかかわる熱中症リスクを排除するため「3.マスク着用判断について」に従い、マスクを着用しない活動・大会運営についてこれまで以上に厳格に判断すること(6月10日文科省発出文書を参考)および過剰と判断できる対策を解除することを主に改正(第8版)
- ・2022年11月28日 「手指消毒の徹底」が図られている前提で、感染防止対策を「飛沫感染」「エアロゾル感染」への対応に集中し、「換気」に「外部からの空気の流れを常時作ることを」を加え徹底を図るとともに、富山県がこれまでの県独自の「ロードマップ」を、「感染対策レベル指標」に改正したことの反映、県協会への「感染者報告」の取りやめ等、第9版発出以降の状況変化に対応し改正。